

「第 32 回神戸ルミナリエ」作品制作業務 仕様書

1 委託業務名

「第 32 回神戸ルミナリエ」作品制作業務

2 事業の目的

「神戸ルミナリエ」は、阪神・淡路大震災犠牲者への鎮魂の意を込めるとともに、都市の復興・再生への夢と希望を託して、大震災の起こった 1995 年 12 月に初めて開催し、震災の教訓を語り継ぐとともに、神戸の希望を象徴する行事として多くの皆様に支えられ開催している。

神戸ルミナリエを通じ、地元団体等との連携を図りながら地域経済の活性化と、鎮魂と復興への想いを未来へ繋いでいくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から 2027 年 2 月 28 日まで

※受託者の業務履行が良好であると神戸ルミナリエ組織委員会が判断した場合、

最長 3 年間（第 32 回から第 34 回まで）の契約更新を実施する可能性がある。

※神戸ルミナリエ組織委員会にて神戸ルミナリエの開催が決定しない場合は実施しない。

4 委託金額の上限

158,000,000 円（税込）

5 第 32 回神戸ルミナリエ概要（予定）

（1）日程

本番 2027 年 1 月 29 日（金）～2 月 7 日（日）10 日間

ハートフルデー、試験点灯は 1 月 27 日（水）を想定

（2）会場

メリケンパーク、東遊園地および旧外国人居留地

（小作品の展示や連携ライトアップを実施予定）

（3）入場料（メリケンパークの一部を有料エリアとする）

前売券 平日 500 円

土日 750 円

当日券 平日 1,000 円

土日 1,500 円

団体券 平日 400 円

土日 600 円

6 スケジュール（予定）

- (1) 会場での作品設営
2027年1月4日～1月28日
- (2) 第32回神戸ルミナリエ会期
2027年1月29日～2月7日
- (3) 作品撤去
2027年2月8日～2月20日

※スケジュールは会場の状況によって異なる

7 第32回神戸ルミナリエ作品の仕様

- (1) 規模
作品の規模は使用電球数を指標とし、メリケンパーク、東遊園地および旧外国人居留地に設置する各作品の合計電球数を39万個程度とする。
- (2) 設計
すべての作品は、平均風速25m/sに耐えうる設計とする。国内の第三者機関（民間の設計事務所等）が作成した、これを裏付ける力学的計算書を組織委員会事務局に提出すること。
 - ① 計算は全ての作品について行うものとする。
 - ② 作品設置に必要なワイヤーは、全て強度が確保できた新しいワイヤーを使用する。
 - ③ 作品の設置完了後速やかに国内の第三者機関（民間の設計事務所等）による作品の完成検査報告書を組織委員会事務局に提出すること。

8 業務内容

- (1) テーマ及びデザインの制作
神戸ルミナリエ作品のテーマ（全体テーマ、各作品のテーマを含む）及びデザイン（作品本体の出材、設計、会場配置等を含む）については、神戸ルミナリエ組織委員会が所有する小作品（カッサ・アルモニカ、ロソーネツリー、ロソーネキューブ、ピッコロカッサ・アルモニカ、ロソーネ）の配置場所等も鑑み、組織委員会事務局と協議のうえ決定する。
- (2) 手配
神戸ルミナリエ作品の制作に必要な部材はイタリア国内で調達、手配する。
- (3) 輸送・通関
神戸ルミナリエ作品又はその部材のイタリア国内での輸送、日本への会場輸送、日本国内での輸送及び通関業務を行う。
- (4) 組立・保守・撤去
神戸ルミナリエ作品（カッサ・アルモニカを含む）の組立及び作品を点灯させるための作品内の配線工事一切、並びに会期中の保守点検、解体・撤去及びこれに係る交換用電球などの予備資材を含む資機材の手配一切を行う。また、作品設置に必要なワイヤー等を固定する箇所（modex、ポール等）の調整、設置、撤去も業務に含む。
- (5) 各関連業務
 - ① 神戸ルミナリエ作品の設置から設置後の保守管理、撤去時の作業に必要な警備員配置及び作業員と一般交通の安全を確保するための業務一切。

- ② 作品部材の管理、撤収等関連業務一切。
- ③ 組織委員会事務局が手配する電源設備から作品に配電するための電気幹線の設営・撤去業務一切。

(6) スタッフの手配

上記(1)～(5)の業務遂行に必要なスタッフの手配及び当該スタッフの渡航・滞在にかかる手配一切。

9 神戸ルミナリエ組織委員会事務局の役割

神戸ルミナリエ作品の設置に必要な次の準備は組織委員会事務局が行う。

(1) コンパウンド

神戸ルミナリエの設営開始から撤去終了までの必要な期間、組立作業に必要な部材及び資機材を収容できる現場事務所となる敷地を確保する。

(2) 電源

神戸ルミナリエ作品に共有する電源の手配及び電源供給計画を策定する。

10 作品設置に付随する業務の委託について

作品の設置に付随する次の業務については、協議のうえ別途契約を締結する。

(1) 神戸ルミナリエの会場点検及び清掃業務

(2) 神戸ルミナリエ作品の組立作業に必要な部材及び資機材を収容できる現場事務所の設営、備品手配、運営及び撤去業務

11 見積書の作成

見積書は、上記及び昨年実績を参考に作成する。なお、為替変動の可能性のあることを考慮する。

12 反社会的勢力の排除

・発注者及び受注者は、現在および将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)ではないこと、暴力団等の支配・影響を受けていないこと、暴力団等を利用しないこと、暴力団等を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、および自己の主要な出資者または役職員が暴力団等の構成員ではないことを表明し、保証する。

・発注者または受注者は、相手方が前項に定める表明保証義務に違反した場合、催告することなしに直ちに業務委託契約を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。

・発注者又は受注者は、前項の規定により業務委託契約を解除した場合には、相手方に損害が生じて、これを一切賠償しない。

13 注意事項

(1) 善管注意義務

受託事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行する。

(2) 第三者委託

受託事業者は、当該事業の一部を第三者に再委託し、または請け負わせることができる（市内に事業所を構える企業への再委託等を優先して行う）。

(3) 関係法令の遵守

受託事業者は、関係法令等の規定を遵守しなければならない。

(4) 業務実施にあたっての注意点

以下の事項を含む内容で実施することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違反行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・ 宗教性のあるもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・ 神戸ルミナリエのイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・ その他社会通念上に照らして組織委員会が不相当と認めるもの

(5) 損害賠償責任の所在

本業務に起因して、設備等を破損・紛失した場合や、それにより第三者に損害を与えた場合は、その損害の補償・賠償を行う。